

マネー・ローンダリング等防止に関する基本方針

株式会社秋田銀行

株式会社秋田銀行（以下、「当行」といいます。）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器等（核・化学・生物兵器等）への資金提供を行う拡散金融、その他経済制裁措置に違反する取引および金融サービスを不正に利用する金融犯罪等（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）を防止するために、業務を遂行する方針を以下のとおり定めます。

1 運営方針

当行は、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題のひとつとして位置づけ、取締役会の主導的な関与のもと、関係するすべての部署が連携して組織横断的に対応し実効的な管理態勢を構築します。

2 リスクベース・アプローチによる管理

当行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当行が直面しているマネー・ローンダリング等に係るリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3 顧客管理

当行は、顧客情報や取引内容等の調査・確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つために継続的な顧客管理を実施します。

4 疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引を的確に検知できる態勢を整備し、疑わしい取引が判明した場合は、速やかに当局に届出を行います。

5 経済制裁および資産凍結

当行は、外為法等の国内外の法令および規制に基づいて、経済制裁対象者との取引関係の排除や資産凍結等の措置を適時適切に実施します。

6 コルレス先の管理

当行は、コルレス先の情報を定期的に収集してリスクを評価し、その評価結果に基づいて適切な方策を講じます。また、実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）との取引は遮断します。

7 金融犯罪の防止

不正な口座の開設・売買・譲渡・利用、預金の不正引出し、その他金融サービスの不正利用等については、その疑いがある場合を含めて取引の謝絶、制限および口座凍結等の防止措置を厳格に実施します。また、警察当局その他外部機関等と連携し金融犯罪の防止に取り組みます。

8 役職員の研修

当行は、すべての役職員がマネー・ローンダリング等の防止にかかる知識や理解を深めるため、適切かつ継続的な研修・教育を実施します。

9 遵守状況の監査

当行は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門が監査を実施し、その監査結果を踏まえ、管理態勢の更なる改善に努めます。

10 グループ会社の管理

当行は、マネー・ローンダリング等に関する情報を必要に応じてグループ各社と共有し、グループ全体でマネー・ローンダリング等防止に取り組みます。

(以 上)